

佐賀県公安委員会告示第2号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3の規定により、次のとおり医師の指定を行った。

令和3年9月17日

佐賀県公安委員会委員長 吉 富 啓 子

1 医師の氏名、勤務する医療機関の名称及び所在地並びに診断の対象者

氏名	勤務する医療機関		診断の対象者
	名称	所在地	
石井 博修	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	佐賀市嘉瀬町中原400番地	法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「施行令」という。）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者であるかどうかを調査する必要があると認める者
橋本 喜次郎	独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター	神埼郡吉野ヶ里町三津160番地	施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者であるかどうかを調査する必要があると認める者
溝口 義人	国立大学法人佐賀大学医学部附属病院	佐賀市鍋島五丁目1番1号	施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者であるかどうかを調査する必要があると認める者
門司 晃	国立大学法人佐賀大学医学部附属病院	佐賀市鍋島五丁目1番1号	施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者であるかどうかを調査する必要があると認める者
橋本 学	独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター	神埼郡吉野ヶ里町三津160番地	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要があると認める者
門司 晃	国立大学法人佐賀大学医学部附属病院	佐賀市鍋島五丁目1番1号	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要があると認める者

2 指定年月日

令和3年9月17日